



# 創業・新たな事業への チャレンジ応援します

## 平成25年度(下期分) あおもり元気企業チャレンジ 助成事業募集案内

青森県の産業を振興するため、以下の3つの方向性が示されています。  
(「あおもり型産業 100社」育成戦略より)

- (1) 移外型産業の育成・創出＝外貨を稼ぐ産業
- (2) 地域内循環の高度化＝地域に金がまわる産業
- (3) 雇用の場の創出

当センターでは、青森県の産業を振興し、地域を活性化するため、県内の元気な企業の新たなチャレンジに対する助成事業を公募します。

**新商品・新技術等の開発、調査・分析、販路開拓及び  
人材養成等に係る経費の一部を助成**

公益財団法人21あおもり産業総合支援センター

# 1 助成対象事業

- ① 創業又は経営の革新を行うために必要なものであって、調査事業、新商品・新技術・新役務の開発、販路開拓及び人材養成を行う事業

**対象者**・・・県内において創業する者又は県内に事業所を有し経営の革新を行おうとする中小企業者、NPO法人、農事組合法人等

**助成率等**・・・助成率 1/2以内（雇用創出を伴う場合は2/3以内）  
限度額 **500万円**

- ② 創業又は経営の革新を支援するために必要なものであって、普及啓発、人材育成、情報提供及び調査研究を行う事業

**対象者**・・・創業又は中小企業者の経営の革新を支援する事業（以下「支援事業」という。）を行う県内の商工団体、産業支援機関、大学

**助成率等**・・・助成率 10/10以内  
限度額 **100万円**

# 2 助成対象経費

- ① 講師又は外部専門家に対する謝金・旅費
  - ② 会議費、会場借上料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析費、調査費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、職員旅費、受講料、消耗品費、機器借上料、借損料、雑役務費等の事業経費
  - ③ 原材料費
  - ④ 機械装置・工具器具備品費（汎用機器や量産用設備は対象外）
  - ⑤ 外注加工費、研究開発費、委託費（全ての業務の委託は不可）
- ※ 人件費、工事費用（機械装置設置に伴う軽微な工事を除く。）は助成対象外

# 3 助成期間

交付決定後、2年を限度とする。

## 4 事業採択方法及びスケジュール

提出いただいた事業計画書に基づいて事前ヒアリング調査を行い、審査委員会での審査を経て採択者を決定します。採択者決定後、採択者名及び助成事業名は公表します。

なお、応募者には必要に応じて審査委員会に出席して事業計画についてのプレゼンテーションを行ってまいります。

### <スケジュール>

募 集 期 間	平成 25 年 6 月 17 日 (月) ~ 平成 25 年 7 月 31 日 (水) ※当日消印有効 ※申請前の相談も受け付けておりますので、お気軽にご相談ください
事前ヒアリング調査	平成 25 年 8 月中
審査委員会による審査	平成 25 年 9 月中旬
交 付 決 定	平成 25 年 9 月下旬
事 業 実 施 期 間	平成 25 年 9 月下旬(交付決定後)~平成 26 年 3 月 (平成 27 年 3 月までの計画でも申請可能)

## 5 応募方法

下記応募書類に必要事項を記載し、郵送又は持参にてご提出ください。応募書類が必要な方は当センターまでご連絡下さい。当センターから郵送いたします。また、当センターホームページからも入手できます。

### (1) 応募書類

- ①あおもり元気企業チャレンジ助成事業助成金交付申請書 (1号様式)
- ②事業計画書 (2号様式)
- ③会社の概要が分かる書類 (パンフレット等)
- ④直近2期分の決算書

### (2) お申し込み・問合せ先

〒030-0801 青森市新町2丁目4-1

公益財団法人21あおもり産業総合センター 設備投資課

TEL : 017 - 775 - 3234

FAX : 017 - 721 - 2514

E-mail : soudan@21aomori.or.jp

<http://www.21aomori.or.jp/jyosei/challenge/>

# Q & A

## Q1： どのような事業が対象になるのですか？

A1： 助成事業の対象となるかの判断については、次のフローチャートに従って確認ください。  
ただし、最終的には「事業として成立するか？」そして「地域への波及効果はどのくらいか？」  
等により、応募のあった事業計画を審査会で審査し、予算の範囲内で採択することになります。

### 対象事業者ですか？

創業する者

中小企業者  
NPO法人  
農事組合法人等

県内の商工団体  
産業支援機関  
大学

事業内容は、助成対象ですか？

(調査事業、新商品・新技術・新役務の開発、販路開拓及び人材養成)

事業内容は、助成対象ですか？

(普及啓発、人材育成、情報提供及び調査研究)

創業のために必要な事業ですか？

経営革新 (新しい取組で相当程度経営向上を図る) のために必要な事業ですか？

創業又は経営革新を支援するために必要なものですか？

目標達成 (助成後3年以内に事業化) は見込めますか？

目標達成 (助成後3年目に付加価値3%増等) は見込めますか？

目標達成 (支援を受けた者のアンケート等による肯定的な評価が7割以上) は見込めますか？

既に相当程度普及しているものではないですか？

事業期間内に確実に事業実施できますか？

地域経済への波及効果の大きさは？

ビジネスとして成立する可能性は？

その他、特に地域活性化に貢献できるポイントは？

## Q2： 個人企業も助成対象となりますか？

A2： 中小企業基本法の中で定めている中小企業者の定義において、事業を行う会社及び個人、組合等と定めていますので、個人企業も助成対象です。

### Q3：農事組合法人等にはどのようなものが含まれますか？

A3：農事組合法人等には、農業協同組合法（昭和22年11月法律第132号）第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人及び水産業協同組合法（昭和23年12月法律第242号）第2条に規定する水産加工業協同組合が含まれます。

### Q4：支援機関は民間の支援機関でも良いですか？

A4：あおり元気企業チャレンジ助成事業では、原則として創業者や中小企業者を支援する公的な支援機関を助成対象としていますが、それ以外については、個別にご相談下さい。

### Q5：雇用の人数や期間についてどのように考えたらよいですか？

A5：雇用は一人でも結構です。雇用の範囲は雇用保険の一般被保険者、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者です。助成率は原則1/2、助成期間内に従業員を雇用する場合は2/3です。なお、助成率1/2で採択を受けた後は、助成期間内に従業員を雇用した場合であっても助成率の変更はできません。

### Q6：1年でゼロから商品開発は難しいと思いますが、助成期間内に事業実施できない場合はどうなるのですか？

A6：助成期間内に商品化までできれば一番良いですが、当該年度に計画した調査や実験が完了できれば、助成期間終了後に商品化となっても問題ありません。また、ゼロからの商品開発だけではなく、販売前であれば試作段階からの開発も助成対象となります。

### Q7：経営革新とはどういうものを指しますか？

A7：まずは以下のような自社としての新しい取組であることが必要です。個々の中小企業者にとって新しい取組であれば、既に他社に取り組まれている内容であっても、原則（※）助成対象となります。その上で、相当程度経営が向上することが期待できるかによって、判断されます。

等 新 商 品	<b>新商品等の開発</b> (新商品、新役務、新技術)	<b>新ビジネス</b>
	<b>対象外</b>	<b>新流通方式の導入</b> (商品販売、役務の提供)
商 品 等 既 存	<b>既存流通方式</b>	<b>新流通方式</b>

・既に実施している事業の運営費等も対象外

・既存商品等の単なる広告宣伝等の販路開拓は対象外  
・既存商品等でも販売方式、役務の提供方式が新しければ対象となります

(※) 既に同業他社に相当程度普及している場合などは助成の対象外となります。

## Q8：付加価値とはなんですか？

A8：付加価値額等は、次の計算式で計算されます。

$$\text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$$

$$\text{1人当たりの付加価値額} = \text{付加価値額} \div \text{従業員数}$$

当センターにおける、本事業による中小企業等向けの助成事業目標は、「助成後3年目の付加価値額又は一人当たりの付加価値額の伸び率が3%以上の者の割合が5割以上であること」とされています。

## Q9：事業計画の採択基準と審査委員会の審査について教えてください。

A9：採択基準は、「事業化の熟度が高く、事業成果に係る目標が達成できる等、産業振興と雇用創出効果が高いこと。」であり、審査委員会で審査いたします。そのため、基礎研究や当面事業化につなげる予定のない研究開発等は助成対象外であり、事業の確実な実施が見込まれることが要件となっています。

## Q10：他の補助事業を活用していましたが、対象になりますか？

A10：国、県から全く同じ内容に対して補助を受けている場合は対象になりませんが、例えば同じ商品であっても、実施する調査分析や販路開拓等の実施内容や段階が異なるものは対象となります。

## Q11：申請書には貸借対照表及び損益計算書を添付することになっていますが、無い場合はどうすれば良いですか？また、記述できない人もいますが、どうすれば良いですか？

A11：無い場合は最近一年間の事業内容の概要を記載した書類の添付でも結構です。また、記述できない場合にはご相談ください。

## Q12：機械装置・工具器具備品費で、汎用機器や量産用設備とはどういうものですか？

A12：客観的に見て、事業目的以外にも使えるものは汎用機器、販売用商品の生産や新サービスの提供に使用されるための設備備品等は、量産用設備となり対象外です。ただし、助成事業期間内にリースされる場合は、助成対象となります。区別に迷うような場合は、申請書を提出する前にご相談下さい。

## Q13：助成金で作ったものは販売できますか？

A13：助成対象は試作品や販路開拓等に使用される無料サンプルに限定されます。販売するものは対象外です。

## Q14：助成金はいつ支給されますか？

A14：助成金は原則として精算払であり、実績報告書提出後、完了検査を行い、適正と認められたものに支給します。支給時期は実績報告書提出後、概ね2ヶ月以内です。2カ年事業の場合も1年ごとに精算し支給します。

# 『あおもり元気企業チャレンジ助成事業・ あおもり農商工連携ファンド事業』 相談会開催のご案内

(公財)21あおもり産業総合支援センターが運営する「あおもり元気企業チャレンジ助成事業」と、(地独)青森県産業技術センターが運営する「あおもり農商工連携ファンド事業」(※)について、相談会を開催することといたしましたので、提出資料の記載方法や事業内容に関する事など、どうぞお気軽にご相談ください。

※「あおもり農商工連携ファンド事業」

(地独)青森県産業技術センターが運営する助成事業で、県内の中小企業者等と農林漁業者の連携体を支援するもので、助成対象事業、助成率、助成限度額等の助成条件は「あおもり元気企業チャレンジ助成事業」と同じです。

## ◆開催スケジュール

日時	場所	電話番号
平成25年7月5日(金) 10:00~16:00	(公財)21あおもり産業総合支援センター 7階会議室	017-775-3234
平成25年7月10日(水) 10:00~16:00	弘前商工会議所201会議室	0172-33-4111
平成25年7月12日(金) 10:00~16:00	八戸商工会議所3階1会議室	0178-43-5111

## ◆申込方法

下欄の「申込書」に必要事項をご記載いただき、写しをFAXしていただくか、申込書記載内容をE-mailで送信してください。後日、当方からご連絡を差し上げます。

## ◆問合せ・申込先

公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター 設備投資課

〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル7階

TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514 E-mail : kousaka@21aomori.or.jp

## 申 込 書

企業・団体名	相談希望事業名	元気チャレンジ・農商工連携 (○で囲む)	
	職名・氏名		
住 所	連絡先(TEL)		
参加場所	希望時間帯	時	時



詳しくは WEB、またはお電話で  
(公財)21あおもり産業総合支援センター 設備投資課  
<http://www.21aomori.or.jp/jyosei/challenge/>  
TEL 017-775-3234  
FAX 017-721-2514  
E-mail : soudan@21aomori.or.jp